

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大倉精神文化研究所（以下「この法人」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、公的研究費の適正な運営・管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等の公的機関から配分される競争的資金をいう。

2 この規程において、「研究者」とは、公的研究費の配分を受け、研究に携わる者をいう。

(適用範囲)

第3条 公的研究費について、文部科学省又は日本学術振興会等文部科学省が所管する独立行政法人に別途定めがある場合は、それに従うものとする。

(この法人の責務)

第4条 この法人及びこの法人において公的研究費の配分を受けて研究を行う者は、関係法令及び当該研究費の執行基準等のほか、この法人の関連諸規程の定めるところに従い、公正かつ適正に公的研究費を取り扱わなければならない。

(研究者の責務)

第5条 研究者は、公的研究費による学術研究が社会からの信頼と付託のうえに成り立っていることを自覚し、この法人が定める諸規程に従い、誠実に公的研究費を執行しなければならない。

2 研究者は、公的研究費の配分を受ける際に、公的研究費の管理・運営に関する責任を果たすことを誓約する誓約書をこの法人に提出しなければならない。なお、誓約書は次に掲げる各号の内容を含むものとする。

(1) この法人の規則等を遵守すること。

(2) 不正を行わないこと。

(3) 不正を行った場合は、この法人及び公的研究費等を配分する機関(以下「配分機関」という。)による処分及び法的な責任を負担すること。

(最高管理責任者)

第6条 この法人を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負う最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者には、理事長を充てる。

(統括管理責任者)

第7条 統括管理責任者は、常務理事を充てる。

2 統括管理責任者は、公的研究費等の管理・運営について最高管理責任者から実務上の責任と権限を委任されるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、事務局長を充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、この法人に所属する研究者等にかかる公的研究費の運

営・管理について責任と権限を持ち、次の業務を所掌する。

- (1) 不正防止対策の実施、実施状況の確認及び実施状況の最高管理責任者への報告
- (2) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対するコンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理・監督
- (3) 構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているかのモニタリング及び必要に応じて行う改善・指導

(職名の公開)

第9条 第6条から第8条の職名は、これを公開する。

第2章 運営・管理

(研究者等の意識向上等)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員の意識向上を図るため、コンプライアンス教育を行うとともに構成員の行動規範を策定する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、全ての構成員に対し、公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(相談等窓口)

第11条 最高管理責任者は、公的研究費に関する使用ルール等について、この法人内外からの相談を受け付ける相談窓口を設置し、連絡先を公表する。

- 2 前項の相談窓口は、この法人の事務局に設置する。

(告発等の取扱い)

第12条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用等について、この法人内外からの告発等を受け付ける通報窓口を設置し、連絡先を公表する。

- 2 前項の通報窓口はこの法人の事務局に設置する。
- 3 通報窓口担当者は、告発等を受け付けた場合、速やかに最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、前項の告発等があった場合は、告発等の受付から30日以内に調査の可否を判断し、配分機関に報告する。

(調査委員会の設置)

第13条 最高管理責任者は、前条の告発等について調査を必要と判断した場合は、この法人に所属しない第三者を含む調査委員会を設置し、不正の有無及びその内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、認定する。

- 2 第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会は、前項の調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告し、協議しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、原則として、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、配分機関に報告しなければならない。
- 5 前項の調査の終了前であっても、配分機関から要求があった場合には、当該調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。

(調査結果の公表)

第14条 最高管理責任者は、前条の定めによる調査の結果不正を認定した場合、不正に関与した者の氏名、不正の内容等必要な事項について速やかに調査結果を公表し、配分機関に報告しなければならない。

2 前項の調査結果の内容が、私的流用等悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟など法的な手続きをとるものとする。

(処分)

第15条 不正使用が認定された研究者等の処分は、この法人の規程に則り行う。

2 最高管理責任者は、必要に応じて告発を受けた研究者等の公的研究費の使用停止を命ずるものとする。

(他機関への協力)

第16条 最高管理責任者は、配分機関等この法人以外の機関から要請された場合、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる等、可能な限り協力するよう取りはからうものとする。

第3章 会計・経理事務

(経理事務)

第17条 公的研究費に係る経理事務は、この法人の経理規程及びその他関係規程の定めるところに準じて行うものとする。

2 公的研究費に係る旅費の支給は、この法人の給与及び旅費規程により行うものとする。

(経理事務の委任)

第18条 理事長は、公的研究費に係る経理事務を事務局長に委任するものとする。

2 事務局長は、公的研究費の出納及び保管事務を経理担当者に行わせるものとする。

(公的研究費の受入)

第19条 公的研究費の受入れ・保管・管理は、金融機関に開設する口座で行わなければならない。

2 事務局長は、前項の公的研究費を受け入れたときは、その旨を研究者に通知しなければならない。

3 預金により生じた利息は、当該研究に必要な経費に充てなければならない。

(収支簿)

第20条 この法人は、公的研究費の出納及び保管に当たっては、研究課題ごとに収支簿を備えておかななければならない。

(設備等の寄付)

第21条 研究者は、公的研究費により設備等を購入したときは、ただちにこの法人へ寄付しなければならない。

(書類の保管)

第22条 事務局長は、公的研究費の収支に関する証憑書類を、その研究種目及び研究課題ごとに分類整理の上、公的研究費の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(予算執行状況の確認等)

第23条 事務局長は、公的研究費の執行状況を随時確認し、予算執行が当初計画に比して著しく遅れている場合は、研究者等に対して当該理由を確認のうえ、必要な改善を求めるものとする。

2 研究者等は、予算の執行状況を遅滞なく把握できるよう、発注段階において支出財源を特定するものとする。

(発注、検収業務の原則)

第24条 次の各号に掲げる事務は事務局においてこれを行う。ただし、物品の発注で1回の発注金額が10万円未満の場合は、研究者自らが発注することができる。この場合は、研究者等に発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任も帰属する。

(1) 物品等の発注

(2) 物品等の検収

(3) 研究出張後の旅行の事実を証明する書類等の確認

2 前項のほか適正な執行を確保する観点から、事務局において随時に点検、確認を行うものとする。

(取引業者への対応)

第25条 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずる。

2 この法人における公的研究費に係る取引業者は、取引の内容、状況に応じ、この法人が求めた場合は、所定の誓約書を提出しなければならない。

3 前項に掲げる誓約書は次に掲げる各号の内容を含むものとする。

(1) この法人の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

(2) 内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること

(3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと

(4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

第4章 不正防止

(不正防止計画の策定)

第26条 研究費の適正な執行を徹底し、不正防止に向けた運営・管理を実現するため、不正防止計画を策定する。

2 不正防止計画を推進する部署は総務部とする。

第5章 その他

(不正防止方針の公表)

第27条 最高管理責任者は、不正防止の基本方針、取組及び諸規程等を公表する。

(内部監査の実施等)

第28条 最高管理責任者は、毎年度定期的に所属職員のうちから内部監査員を命じ、不正使用が発生しやすい要因に着目した内部監査を実施する。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、公的研究費の取扱に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。